
プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発**項目 第 89 回收益認識専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 89 回收益認識専門委員会（2018 年 1 月 12 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**（質問 3：会計処理に関する質問）**

2. メンテナンスサービスについてコメントが寄せられているが、メンテナンスサービスは、基本的に一定の期間にわたり収益を認識することになるのではないかと。

（質問 4：代替的な取扱いに関する質問）

3. 代替的な取扱いと金額的な重要性に関するコメントへの対応案について、金額的な重要性を要件とはしていないという記載がある一方で、金額的な重要性を要件としているものがあるように読める記載があるため、整合するように記載を見直すのがよいのではないかと。また、代替的な取扱いにおいて、金額的な重要性を要件とはしていないことについては、コメント対応表のみならず、結論の背景等においても明確にすることがよいのではないかと。
4. 金額的な重要性が乏しいといえない状況でも代替的な取扱いが認められるか明確化すべきとのコメントについては、それに直接的に答える記載を対応案に示すべきではないかと。
5. 全体の影響が大きい場合でも代替的な取扱いが適用できるか明示すべきとのコメントについては、全体的な重要性の評価まで求めるものではないことをコメント対応表ではなく、結論の背景にも記載することで、理解が促進されるのではないかと。
6. 適用指針の文案の代替的な取扱いに追記している原価回収基準の定義について、記載場所が適切か見直すべきであると考えられる。

（質問 7：設例に関する質問）

7. [設例 11]がグループ全体への適用には当たらないとして、グループ全体への適用と[設例 11]との相互参照を削除することは理解できるが、実務上有用であると考えられるグループ全体への適用についての説明を加えることがよいのではないかと。

代替的な取扱いに関する検討

(割賦基準)

8. 新基準において割賦基準を容認しないことと、法人税において長期割賦販売に対する延払基準の取扱いが廃止されるということは、別の問題であり、代替的な取扱いを設ける必要はないのではないか。
9. 割賦基準の廃止については、PFI 事業を営む SPC における割賦基準の取扱いに影響があると考えられるが、例えば英国では、同様の SPC について、一定の期間にわたり収益を認識している事例がみられ、国際的な比較可能性との観点では、割賦基準が廃止された場合に、実務上の取扱いは整合していくのではないかと考えられる。

(電気事業及びガス事業における検針日基準)

10. 検針日基準についての代替的な取扱いを設けるにあたっては、比較可能性を損なわせる程度や、精度の高い見積りを行うことの実務上の困難さの程度を考慮する必要があると考えられる。

(消費税等の税込処理)

11. 税込方式を採用している企業においても、取引時でなくとも消費税申告時には課税取引に係る計算を行っていると考えられ、また非課税取引が主要な部分を占める場合には課税取引の金額が少なく、課税取引に係る計算の負荷は高くはないと考えられるため、代替的な取扱いを設ける必要はないのではないか。
12. 非課税取引が主要な部分を占める企業においては、一般的な重要性に基づき税込方式の適用を判断することができる可能性もあると考えられるため、代替的な取扱いを設ける必要はないのではないか。

(自社ポイントの会計処理)

13. 現状において、重要性がないと判断してポイント引当金が計上されていないケースについては、新基準での取扱いを検討する必要はないと考えられる。
14. ポイントの重要性が乏しいケースについては、顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合の履行義務の識別に関する代替的な取扱いも設けられており、追加的な対応を行わないことが考えられる。

(ライセンスの付与（売上高又は使用量に基づくロイヤルティ）)

15. 収益額算定にあたっての計算基礎の入手が実務上困難な場合があることは理解できるが、それが大きな影響を生じさせる可能性がある場合には、現行の会計処理にも影響する論点となるのではないか。
16. あるべき処理としては発生主義であると考えられ、収益額算定にあたっての計算基礎の入手に対する実務上の困難さの程度が非常に高いのかということや重要性との関係を検討する必要があると考えられる。また、新基準において現金主義を容認するとの定めを設けることは困難ではないか。

設例に関する検討**(有償支給取引)**

17. 有償支給取引については、問題意識を持って公開草案で設例を設けているものであり、慎重な検討を行う必要があると考えられる。
18. 現行の実務では、棚卸資産の消滅を認識しつつ、売上高を認識していないと考えられ、新基準における対応は容易ではないと考えられる。有償支給取引には様々なパターンの契約や慣習が存在すると考えられ、それらのパターンを分析していくことが考えられるのではないか。

(設例の追加：ソフトウェア開発業者が段階的に契約を締結する場合)

19. ソフトウェア開発業者が段階的に契約を締結する場合の処理については、実務上の検討が容易ではないと考えられるが、契約実態により会計処理は異なり、設例を設けることで特定の方向に会計処理を導くこととなる可能性があり、また我が国に特有な取引とはいえないと考えられるため、設例を追加するには至らないと考えられる。

(設例の追加：別の用途に転用できない資産の要件の判定)

20. 別の用途に転用することができない資産の要件（会計基準案第 35 項(3)①）については、実務上の判断が困難であると考えられ、設例を追加するか否かに関わらず、結論の背景等に補足的な説明を追加することにより、実務における理解が促進されるのではないか。
21. 別の用途に転用することができない資産の要件（会計基準案第 35 項(3)①）については、設例を設けるという対応より、工事進行基準を取り込むための支配の移転に

関する要件に対する説明を示し、理解を促すことが考えられるのではないか。

(設例の追加：原価回収基準及び進捗率が合理的に見積れなくなった場合)

22. 一定の期間にわたり充足される履行義務において、履行義務の充足に係る進捗度が合理的に見積れなくなった場合の処理については、当該処理の説明を新基準に示すことはよいと考えられるが、設例を設ける必要はないのではないか。

(設例の追加：重要な金融要素が含まれる場合)

23. 長期請負工事等について重要な金融要素が含まれる場合の設例を設ける場合には、その設例があることによる影響や懸念が生じると考えられ、また設例として適切な取引例を示すことが困難となる可能性があるため、設例を追加するには至らないと考えられる。

可能性の閾値の表現に関する検討

24. 変動対価に関する可能性の閾値の表現については、過大な収益認識を防止するという趣旨に鑑み、「可能性が非常に高い」という表現を変えないことも考えられるのではないか。仮に変動対価に関する可能性の閾値の表現を「可能性が高い」に修正する場合には、最終基準化の際に公開草案より閾値が下がったとの誤解を生じさせないための説明が必要になると考えられる。
25. IFRS 第 15 号における変動対価及び対価の回収可能性の閾値の表現は異なるが、IFRS 第 15 号の定めを基本的にすべて取り入れている新基準において両方の表現を「可能性が高い」とすると、閾値が同一となり適切な結果とならない可能性があるのではないか。仮に変動対価に関する可能性の閾値の表現を「可能性が高い」に修正する場合には、IFRS 第 15 号や米国会計基準における表現との関係についての説明が必要になると考えられる。
26. IFRS 第 15 号における変動対価及び対価の回収可能性の閾値の表現は異なり、新基準において両方の表現を「可能性が高い」とすると、1つの基準の中に「可能性が高い」の意味が2つあると捉えられ、読み手が混乱する可能性があるのではないか。
27. 変動対価に関する可能性の閾値の表現について、IFRS 第 15 号の日本語訳と異なる表現を用いた場合、新基準と IFRS 第 15 号における閾値に差異があるとの誤解が生じる可能性があるのではないか。
28. 可能性の閾値の表現と確率の程度について整理したうえで、表現を見直すことも考えられるのではないか。

29. 財又はサービスに対する保証に関する可能性の閾値の表現については、文章の趣旨が確率の程度を示すものではなく、傾向を示すものであり、文章の趣旨を踏まえ、事務局の修正案を見直すことが考えられる。

以 上